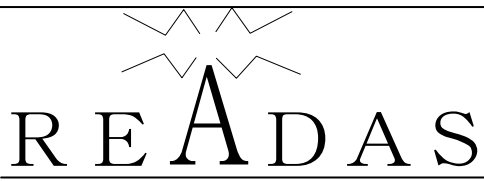


第 5757 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月20日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 登記事項証明書が不要になった届出書

Q：今年度の税制改正で、登記事項証明書の添付が不要になった届出書があるようですが、どのようなものなのですか？

A：次のものに添付が不要になりました。

【解説】

平成29年度の税制改正では、ビジネス環境整備を図る観点から、①法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた登記事項証明書、及び税務署からの求めにより添付が必要であった登記事項証明書について、平成29年4月1日以後、次の対象届出書への添付が不要となりました。

- ①法人設立届出書
- ②外国普通法人となった旨の届出書
- ③収益事業開始届出書
- ④普通法人又は協同組合等になった旨の届出書
- ⑤法人信託の受託者となった旨の届出書
- ⑥表示事項(異なる表示の)承認申請書
- ⑦酒類業組合(連合会、中央会)成立届出書
- ⑧酒類業組合(連合会、中央会)役員等異動書
- ⑨酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書
- ⑩営業等開始・休止・廃止申告書
- ⑪石油石炭税委託採取開始申告(終了届出)書
- ⑫営業等承継申告書

